Ⅳ. 認定調査の参考資料

■1-1 麻痺等の有無の定義 (P31~P35 参照)

「麻痺等」とは、神経又は筋肉組織の損傷、疾病等により、筋肉の随意的な運動機能が低下又は消失した状況をいいます。

試行が原則。確認動作ができるかできないかで選択します。

随意的二自分で動かす

自分で手足を上げる力〔筋力〕と、またその位置で保持する力があるかを確認します。

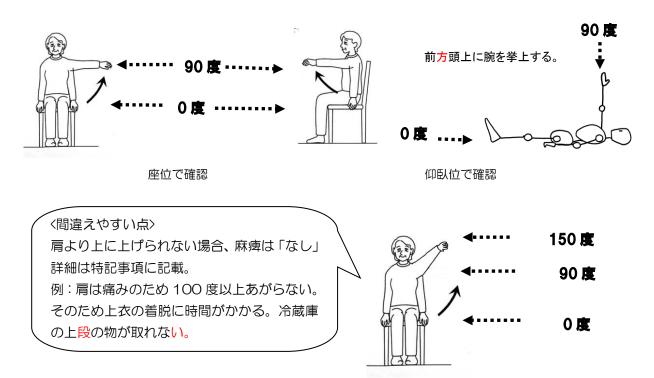
- ①「左上肢」「右上肢」「左下肢」「右下肢」を確認する。 複数の部位に麻痺等がある場合はすべて選択する。
- ②「その他」の選択・・・

四肢の一部(手指・足趾を含む)に欠損がある場合、上肢・下肢以外に麻痺等がある場合「6.その他」を選択した場合は、部位や状況等を「特記事項」に記載する。

- ③冷感等の感覚障害は含まない。
- ④えん下障害は、「2-3 えん下」において評価する。
- ⑤福祉用具(補装具や介護用品等)や器具類を使用している場合は、使用している状況 で選択する。
- ⑥麻痺等には、加齢による筋力の低下、その他の原因による筋肉の随意的な運動機能の 低下、パーキンソン病等による筋肉の不随意な動きによって、確認動作が行えない場合 も含む。
- ⑦関節に著しい可動域制限があり、確認動作が行えない場合も含む。なお、軽度の可動域制限の場合は、関節の動く範囲で行う。
- ⑧項目の定義する範囲以外で日常生活上での支障がある場合は、特記事項に記載する。

●上肢の確認

肘関節を伸ばしたままで腕を前方及び横に、肩の高さまで自分で挙上し、静止した状態 で保持できるかどうか確認する。



●下肢の確認

膝関節を伸ばす動作により下肢を水平位置まで自分で挙上し、静止した状態で保持できるかどうかを確認する。

